

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第142号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第199号）

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）の9-5ページのL3地すべりブロックにおける6測線の土塊区分断面図に示されている「軟質で、土塊に似た岩盤構造」（以下、「風化破碎部」という。）が、下流側にある不動土塊とされている台地部の下に続いていないとした根拠を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) H22. 11. 22 公開請求 | (4) H24. 4. 16 諮問 |
| (2) H22. 12. 6 公開決定 | (5) H26. 3. 4 答申 |
| (3) H23. 1. 28 異議申立て | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、本件報告書の土塊断面図を独自に解析し、L3ブロックの下流側に位置する台地部に風化破碎部が続いている可能性があるとして、実施機関職員に説明し、検討するよう指摘したが、本件報告書は修補がなされていないので、可能性を否定する根拠を請求したとしているものの、実施機関は、L3ブロックの解析において、異議申立人の主張する考え方を採っておらず、したがって、台地部の下面での風化破碎部の有無について検討を行っていないと述べている。</p> <p>異議申立人は、L3ブロックの地質を解析する場合、風化破碎部に関して下流側の地質との関連調査などを行うべきであり、このような調査等を行わず解析を行ったことの根拠となる文書は存在するはずと主張しているが、実施機関はその必要性を認めず実施していないと述べているので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと考えるを得ない。</p>

6 審議経緯 審査回数 6回

(別 紙)

答申第142号

答 申 書

平成26年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）の9-5ページのL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）における6測線の土塊区分断面図に示されている「軟質で、土塊に似た岩盤構造」（以下、「風化破砕部」という。）が、下流側にある不動土塊とされている台地部の下に続いているとした根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成22年12月6日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

総合的に判断したものであり、個別理由を記載した公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年4月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関の決定通知書では、総合的に判断したとされているが、その判断理由を公開すべきである。

この判断は地質学的に誤ったものであり、異議申立人は、この点を実施機関に説明したが、誤りを認め修補していないので、このように判断した理由がなければならない。

異議申立人は、実施機関職員に現地で説明し、L3ブロックの下流側の台地部がダムの湛水によって動かないと判断するためには、軟質な破砕帯等がないことを確認するボーリング調査を実施する必要があると指摘した。

本件報告書においては、風化破砕された部分にすべり面があるとして、それらを繋ぐ形ですべり面を推定しているが、これは、風化破砕部が面的に地質構造の層理面に平行に形成されることを前提としている。

しかし、本件報告書では、L3ブロックの6測線上のボーリングの12Bo-5孔で確認された風化破砕部の下面（4.7m）にすべり面を判定しながら、断面図では河床砂礫の直下（42.7m）付近に示されている。

新鮮な岩盤が移動土塊と同じ程度に風化破碎するためには、原因が必ずあるはずであり、それが不明であれば、報告書はその旨を記載し、生成原因を明らかにするための調査を提案して終わるのが普通である。

そのような提案が見られないということは、風化破碎部の生成原因を把握していると考えられ、その根拠を記載した文書があるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会における説明で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、6測線の断面において、旧犀川河床砂礫の下に風化破碎部が地層として存在しているのであれば、下流側の不動土塊とされている台地部の下面にその延長が続いているはずであるとする独自の主張を行っている。実施機関としては、台地部の下面での風化破碎部の有無について検討を行っておらず、したがって、それを否定する根拠を記載した文書は存在しない。

異議申立人は、風化破碎部があれば断層の可能性を検討すべきであると主張するもので、実施機関としては、その考え方に同意できない。

異議申立人は、自身で地質を解析し、本件報告書にその考え方と違う記述があれば、その根拠を請求しているもので、本件報告書が誤っているという主張をしているものと考えている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において、L3ブロックの6測線の土塊断面図に示されている、風化破碎部が、下流側の台地部の下に連続していないと判断した根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件報告書の土塊断面図を独自に解析し、L3ブロックの下流側に位置する台地部に風化破碎部が続いている可能性があるとして、実施機関職員に説明し、検討するよう指摘したが、本件報告書は修補がなされていないので、可能性を否定する根拠を請求したとしているものの、実施機関は、L3ブロックの解析において、異議申立人の主張する考え方を採っておらず、したがって、台地部の下面での風化破碎部の有無について検討を行っていないと述べている。

異議申立人は、L3ブロックの地質を解析する場合、風化破碎部に関して下流側の地質との関連調査などを行うべきであり、このような調査等を行わず解析を行ったことの根拠となる文書は存在するはずと主張しているが、実施機関はその必要性を認めず実施していないと述べているので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと考えざるを得ない。

また、異議申立人は、解析方法が不十分であると主張しているが、当審査会はその可否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいえず、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月16日	○諮問を受けた。(諮問案件第199号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年11月8日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年7月25日 (第241回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年8月22日 (第242回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成25年10月17日 (第244回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年11月21日 (第245回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年12月24日 (第246回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年1月30日 (第247回審査会)	○事案の審議を行った。